

「（仮称）泉南市認知症条例（案）」に係るパブリックコメント概要

【募集期間】 令和 6 年11月11日(月)から令和 6 年12月10日(火)まで

【提出方法】 持参、郵送、ファックスおよび E メール

【閲覧方法】 長寿社会推進課窓口、情報公開コーナー、市内公民館、あいびあ泉南、市ウェブサイトで

【提出者数】 1 名

【意見件数】 5 件

≪パブリックコメント意見及び回答一覧≫

No.	意見	結果及び公表用回答案
1	「（仮称）泉南市認知症条例」について、以下の通り意見を提出いたします。 ① 第 4 条 4 項と第 8 条 1 項に出てくる「学校等」とはどの範囲まで指すのか説明が必要ではないでしょうか。例えば就学前施設まで含んでいるとか。	学校等とは、就学前施設を含む、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体をいいます。
2	② 第 7 条 2 項と第 8 条 2 項に出てくる「関係機関」とは何を指すのか説明が必要ではないでしょうか。	第 7 条第 2 項「関係機関」は、自事業所以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者や機関、行政サービスにおいて配置された医療保険福祉の専門職（例えば、認知症初期集中支援チーム員や認知症カフェの運営者など）を言います。また、定義には「関係機関」を改め「関係機関等」としました。「等」には、その他認知症に関する支援活動を行う者含み、地域の担い手、インフォーマルサービスを提供する者や機関を想定しています。 第 8 条第 2 項「関係機関等」については、ご指摘を受けて、「等」を使用することで立場を明確に表せていないと考え、見直しを行いました。また、第 8 条の内容について全体的な見直しを行い、第 1 条の目的のとおり、日常生活において子どもと関わる者（以下「子どもと関わる者」という。）の役割を記載することとしました。例えば、学校の他に、登下校時に横断歩道で旗持ちをする人、学童で働く人、習い事の先生など、日常生活で子どもを見守るあらゆる人を含みます。
3	③ 第 7 条 2 項では「関係機関」となり、第 8 条 2 項では「関係機関等」となっているが「等」にはどのような範囲を含んでいるのでしょうか。	文言の整理を行い、上記のとおりとしました。
4	④ 以上の①②については第 2 条の定義に挿入するか、あるいは以下「〇〇〇」という。のような説明が必要ではないでしょうか。	「学校等」を第 2 条(5)に定義し、「関係機関等」を第 2 条(6)に定義しました。

5	⑤ 条文に「学校等」「事業者」などの記載がありますが、3回開催された検討委員会にその当事者（例えば校園長会の代表、商工会の代表など）が参画していないのはなぜでしょうか。議事録などを見ても子どもや事業所などの議論も出ていたので参画していればもっと議論が深まったと思いました。	ご意見を受け、学校等の立場を代表して、委員会への出席を教育委員会の指導課へ依頼しました。委員会まで日が短く調整困難なため出席は難しいとの判断でしたが、代わりに学校等の立場を代表する方からご意見を聞き取ることとなり、泉南市校園長会会長からコメントをいただきました。 また、泉南市商工会会長へ出席を依頼し、上記と同様の理由から出席は難しいとの判断でしたが、代わりに泉南市商工会事務局長からコメントをいただきました。 各立場からのコメントを第4回検討委員会当日資料に反映し、経緯と内容を委員へ共有したうえで議論を行いました。
---	---	--